

今後の財政収支見通しについて

広島県では、平成15年8月の財政収支見通しの試算結果を踏まえ、「行財政改革に係る基本方針」「基本方針の具体化方策」を決定し、計画的に財政健全化への取組みを実施することとし、平成16年度当初予算編成において、内部努力や施策の見直しなど徹底した財政改革に着手しました。

しかし、予算編成の大詰め段階で、平成16年度の三位一体改革により、十分な税財源移譲が行われないまま、地方交付税等が大幅に削減されたため、この健全化の取組みに重大な影響を受けることとなりましたが、非常手段による財源対策を講じて、何とか当初予算を編成しました。

県財政を取り巻く環境は、三位一体改革の動向や経済情勢の変化など先行き不透明な面が多く、県独自で財政収支を見通すことが難しい時期ではありますが、今後の予算編成、財政運営を行うに当たり、財政収支見通しが必要不可欠であるため、いくつかの仮定を設けて、現時点での財政収支の試算を行いました。

※ なお、この結果は、一定の前提条件の下での試算であり、今後、三位一体改革の全体像、地方財政計画の見通しが示され、試算の前提条件が大きく変化した場合は、財政収支見通しは変動します。

1. これまでの財政健全化に向けた取組み

(1) 財政収支見通しの試算(H15.8)と財政健全化への取組み

- 平成15年8月、今後5年間(H16～21)の財政収支見通しを行った結果、毎年500～700億円の財源不足額が生じ、財政再建準用団体への転落の可能性もあることから、抜本的な財政改革の必要性が明らかとなりました。
- こうした財政危機を回避するため、平成15年10月、「事務事業の見直し及び行財政改革に係る基本方針」を決定し、財政健全化に取り組むこととしました。

【H15.8推計時点】		(単位:億円)					
区	分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経済成長率0% 物価上昇率0%	歳入	10,127	10,153	10,032	10,071	10,091	10,045
	歳出	10,598	10,665	10,643	10,766	10,806	10,725
	財源不足額	▲471	▲512	▲611	▲695	▲715	▲680

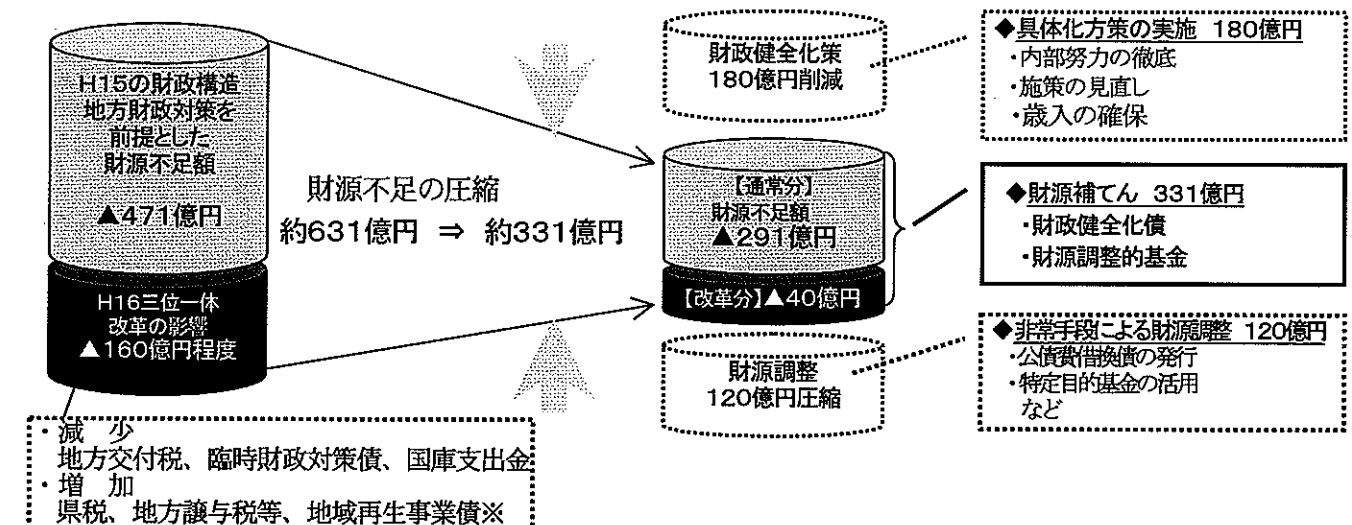
(2) 平成15年12月の具体化方策の決定

- この基本方針を受け、平成15年12月に基本方針の「具体化方策」を決定し、平成16年度から平成18年度までの3年間の集中対策期間に、財源不足額を350億円程度圧縮することを目指し、すべての分野における抜本的な歳出削減を着実かつ計画的に実施することとしました。
- 平成16年度当初予算編成は、この具体化方策に基づき、471億円の財源不足額を180億円圧縮して、291億円とすることを目標に、内部努力や施策の見直しなど、徹底した財政改革に着手しました。

【H15.12具体化方策の決定】		(単位:億円)		
区	分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
H15.8推計 ・経済成長率0.0% ・物価上昇率0.0%	歳入	10,127	10,153	10,032
	歳出	10,598	10,665	10,643
	財源不足額 ①	▲471	▲512	▲611
具体化方策に基づく歳出削減等 ②		180	270	350
健全化対策後の財源不足額 ①+②		▲291	▲242	▲261
財源対策 ③	財政健全化債等の発行	250	230	210
	財源調整的基金の取崩し	41	12	51
財源対策後の不足額 ①+②+③		0	0	0
基金残高見込み(H15末:305億円)		264	252	201

(3) 平成16年度当初予算編成と三位一体改革の影響

- しかし、予算編成の大詰め段階で、十分な税財源の移譲が行われないまま、地方交付税等が大幅に削減され、新たに160億円の財源不足額が発生し、財源不足額は合計で631億円に拡大しました。
- このため、具体化方策に基づく180億円の歳出削減に加えて、公債費借換債の発行などの非常手段により120億円圧縮しました。その上で、財政健全化債の発行、基金の取崩しにより331億円を財源補てんし、何とか当初予算を編成しました。



※地域再生事業債80億円の発行により、財政健全化債の発行可能額は減少

2. 今後の財政収支見通し

(1) 財政収支見通しの試算

① ケース1の試算

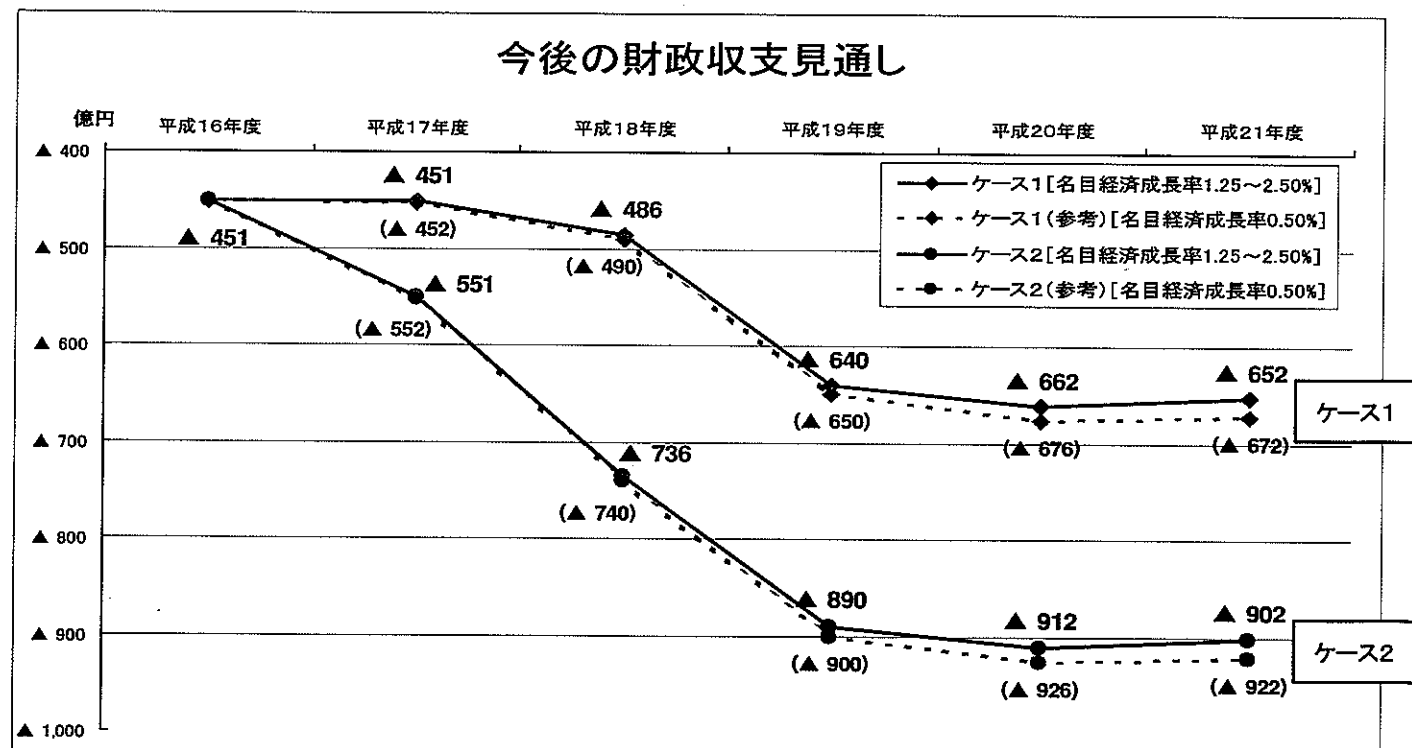
■ 今後の交付税の影響が比較的少ないケース1（交付税見直しの影響をH17：▲60億円、H18：▲70億円と仮定し試算）では、具体化方策に基づき財政健全化に取り組んだ場合でも、平成17年度以降450億円～660億円程度の財源不足額が生じる見込みです。

【ケース1】～交付税の影響を60・70億円程度と仮定		(単位:億円)					
区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
H16.8推計 ・経済成長率 1.25～2.50% ・物価上昇率 0.50～1.50%	歳 入	9,780	9,732	9,660	9,682	9,712	9,787
	歳 出	10,231	10,123	10,076	10,252	10,304	10,369
	財源不足額 ①	▲ 451	▲ 391	▲ 416	▲ 570	▲ 592	▲ 582
H17～18の三位一体改革の影響 ②		0	▲ 60	▲ 70	▲ 70	▲ 70	▲ 70
財政健全化後の財源不足額 ①+②		▲ 451	▲ 451	▲ 486	▲ 640	▲ 662	▲ 652

② ケース2の試算

■ 今後の交付税の影響が大きいケース2（交付税見直しの影響をH17：▲160億円、H18：▲320億円と仮定し試算）では、具体化方策に基づき財政健全化に取り組んだ場合でも、平成17年度以降550億円～910億円程度の財源不足額が生じる見込みです。

【ケース2】～交付税の影響を160・320億円程度と仮定		(単位:億円)					
区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
H16.8推計 ・経済成長率 1.25～2.50% ・物価上昇率 0.50～1.50%	歳 入	9,780	9,732	9,660	9,682	9,712	9,787
	歳 出	10,231	10,123	10,076	10,252	10,304	10,369
	財源不足額 ①	▲ 451	▲ 391	▲ 416	▲ 570	▲ 592	▲ 582
H17～18の三位一体改革の影響 ②		0	▲ 160	▲ 320	▲ 320	▲ 320	▲ 320
財政健全化後の財源不足額 ①+②		▲ 451	▲ 551	▲ 736	▲ 890	▲ 912	▲ 902



(2) 試算の前提条件

財政収支見通しの試算に当たり、①三位一体改革の影響、②経済情勢の変化、③財政健全化の取組みなどについて、次の前提条件で試算しました。

① 平成17～18年度の三位一体改革の影響

■ 平成16年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（骨太方針第4弾）が閣議決定されました。その中では「平成18年度までの三位一体改革の全体像を平成16年秋に明らかにし年内に決定する」とされており、平成17～18年度の三位一体改革の影響額は現時点では示されていません。

■ したがって、「基本方針2003」に基づき、職員数の削減、投資的経費（単独）の削減等が引き続き実施されること【ケース1】、平成16年度と同程度の影響も懸念されること【ケース2】などを勘案し、影響額を次の2つのパターンにより試算しました。

区 分	前 提 条 件	平成17年度	平成18年度以降
ケース1	「基本方針2003」の内容に沿って試算 ・職員数の削減（毎年1万人）①⑧一般財源で約1,000億円 ⇒ 県への影響 約1%で10億円 ・投資的経費（単独）の削減 ① 一般財源で約5,000億円 ⇒ 県への影響 約1%で50億円	▲60 億円	▲70 億円
ケース2	H16と同程度（160億円）の影響があるものとし試算	▲160 億円	▲320 億円

② 経済情勢の変化

■ 国の直近の試算である「平成16年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」（H16.1財務省）の経済指標を参考とし、平成17年度以降の試算を行いました。

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経済指標	名目経済成長率	1.25%	2.00%	2.50%	2.50%
	消費者物価上昇率	0.50%	1.00%	1.50%	1.50%
(参考)	名目経済成長率	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
	消費者物価上昇率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

③ 財政健全化の取組み

■ 平成18年度までは、平成15年12月に策定した具体化方策に基づく財政健全化の取組みを計画どおり実施したものとして試算しています。[具体化方策は6ページ参照]

④ その他の前提条件

■ 歳入・歳出とも、基本的には、平成16年度当初予算をベースとして試算しています。（ただし、県税は平成16年度の税収見込み、交付税は平成16年度の本算定、大規模事業等は所要見込みの積上げにより試算）

3. 試算結果と今後の取組み

(1) 試算結果

■ 平成16年度の三位一体改革の影響により財源不足額が拡大しており、今後の交付税の影響が比較的少ない【ケース1】でも、平成18年度の健全化対策後の財源不足額は486億円となり、具体化方策決定時点の261億円に比べ225億円程度拡大する見込みです。

■ 平成17年度当初予算では、財源不足額は451億円となる見込みで、財政健全化債等で可能な限りの財源対策（373億円）を行ったとしても、なお78億円の財源不足が生じることとなり、予算編成は不可能な状況となります。

また、仮に平成17年度の三位一体改革の影響（▲60億円）がゼロとしても、18億円の財源不足となるため、予算の編成は困難な状況です。

【ケース1】～交付税の影響を60・70億円程度と仮定		平成16年度	平成17年度	平成18年度
区 分				
H16.8推計 ・経済成長率 1.25～2.50% ・物価上昇率 0.50～1.50%	歳 入	9,780	9,732	9,660
	歳 出	10,231	10,123	10,076
	財源不足額 ①	▲ 451	▲ 391	▲ 416
	具体化方策に基づく歳出削減等(①の内数)	(180)	(270)	(350)
	H17～18の三位一体改革の影響 ②	0	▲ 60	▲ 70
	健全化対策後の財源不足額(①+②)	▲ 451	▲ 451	▲ 486
財源対策 ③	非常手段による財源措置	120		
	財政健全化債等の発行 ※	331	170	130
	財源調整的基金の取崩し	161	223	0
	財源対策後の不足額 ①+②+③	0	▲ 78	▲ 356
	基金残高決算(H15末:384億円)	223	0	0
※地域再生事業債80億円の発行により、財政健全化債の発行可能額が減少				

【ケース2】～交付税の影響を160・320億円程度と仮定		平成16年度	平成17年度	平成18年度
区 分				
H16.8推計 ・経済成長率 1.25～2.50% ・物価上昇率 0.50～1.50%	歳 入	9,780	9,732	9,660
	歳 出	10,231	10,123	10,076
	財源不足額 ①	▲ 451	▲ 391	▲ 416
	具体化方策に基づく歳出削減等(①の内数)	(180)	(270)	(350)
	H17～18の三位一体改革の影響 ②	0	▲ 160	▲ 320
	健全化対策後の財源不足額(①+②)	▲ 451	▲ 551	▲ 736
財源対策 ③	非常手段による財源措置	120	0	0
	財政健全化債等の発行 ※	331	170	130
	財源調整的基金の取崩し	161	223	0
	財源対策後の不足額 ①+②+③	0	▲ 178	▲ 606
	基金残高決算(H15末:384億円)	223	0	0

(2) 今後の取組み

■ このまま、三位一体改革により拡大する財源不足額を解消しなければ、平成17年度には予算編成が不可能となり、平成18年度には財政再建準用団体に転落するおそれがあるなど、本県財政は極めて厳しい状況にあります。

■ 地方自治体の今後の財政運営は、三位一体改革の進め方により大きな影響が生じるため、現在、広島県として、さらには、全国知事会、中国地方知事会などとも連携して、地方分権の理念に沿って国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図り、歳入・歳出両面で地方の自由度を高めることができるような「真の三位一体改革」が推進されるよう、国に要請しているところです。

■ こうした国への働きかけと並行して、本県財政の厳しい現状を踏まえ、今後明らかになる国の概算要求、三位一体改革の全体像、地方財政計画の見通しなどを注視しながら、具体化方策の見直しなど、早急に財政健全化に向け取り組んでいく必要があります。

(参考)H15.12策定の財政健全化に向けた具体化方策

- 1 早急に取り組む必要があることから、平成16年度から平成18年度までを「集中対策期間」とし、この間に、350億円程度の財源不足解消を行う。
- 2 平成19年度以降は、三位一体改革の動向等を踏まえて、平成18年度に見直す。
- 3 施策の選択と集中の更なる徹底により、第4期実施計画に必要な財源を確保する。

区 分		H18までの集中対策期間の基本方針	平成18年度 目標効果額 (一般財源)
歳 出	内 部 努 力		170
	人 件 費 の 抑 制	○ H18までに1,500人を上回る削減 ・ 知事部局等 570人程度 ・ 教育委員会 970人程度 ・ 警察本部（警察官を除く）20人程度 ○ 給与見直し	120
	内 部 管 理 経 費 の 削 減	○ 施設管理経費をH15当初に比べ20%削減 ○ 事務経費をH15当初に比べ30%削減	50
	施策の見直し		170
	普 通 建 設 事 業 費 等 の 削 減	○ 公共事業の計画的削減 ・ 補助公共、単独公共（建設）の各々についてH15当初に比べ20%削減 ・ 単独公共（維持）をH15当初に比べ10%削減 ○ 公共事業以外の投資的経費を計画的にH15当初に比べ20%削減 ○ 事業の平準化、進捗調整	110
歳 入	事 務 事 業 の 見 直 し	○ 補助金の抑制・削減 ・ 義務的補助金の増額抑制 ・ 義務的補助金に準ずる補助金をH15当初に比べ5%削減 ・ その他補助金をH15当初に比べ30%削減 ○ その他一般事業をH15当初に比べ30%削減	60
	歳 入 の 確 保	○ 収入未済額の縮減、受益者負担金の適正化、財産売却収入の確保等	10
合 計			350